

令和5年7月18日	
所 属	業務課
所属長	神田 達也
電 話	06-6409-0125

尼崎市優良管理ごみ集積施設 第1号決定！

尼崎市では、令和5年4月から環境美化及び市民の良好な生活環境の確保を推進するため、家庭系ごみの分別排出ルールが遵守され、適正に管理されている共同住宅のごみ集積施設を「優良管理ごみ集積施設」として認定する制度を実施しています。このたび5ヵ所のごみ集積施設を初認定しました。

1 認定施設一覧

番号	物件名	住所
1	クレアガーデン尼崎	常光寺1丁目10-15
2	グランノール武庫之荘	武庫之荘2丁目9-1
3	シャリエ立花	三反田町1丁目10
4	フェリシオ塚口	南塚口町2丁目7-1
5	プレサンスロジェ	下坂部3丁目11番1号

2 認定日 令和5年7月7日（7月19日に認定適合章の直接交付を行います）

【認定適合章】



【認定書】

尼表第	号
年	月
日	
優良管理ごみ集積施設認定書	
様	
尼崎市長	
下記の共同住宅のごみ集積施設は、尼崎市優良管理ごみ集積施設認定制度実施要綱第6条第2項の規定に基づく優良管理ごみ集積施設に適合するものであることを認めます。	
記	
1	名 称
2	所 在 地
3	認 定 日
4	認 定 番 号

3 優良管理ごみ集積施設認定制度について

裏面参照

（以 上）

優良管理ごみ集積施設認定制度について

○ 対象となるごみ集積施設

- (1) 同一敷地内に設置されている当該共同住宅専用のものであること。
- (2) 継続して1年以上使用しているものであること。
- (3) 尼崎市住環境整備条例に基づく設置基準及び技術基準を満たすものであること。
(面積が住戸数×0.15 m²かつ原則 1.5 m²以上、公道に面していることなど)

○ 認定基準

審査項目	認定要件
分別排出ルールの周知状況	居住者に対し分別排出ルールを周知、啓発していること。
家庭系ごみの分別排出状況	排出の曜日及び時間が守られていること。
	分別が適正になされていること。
	排出方法（指定袋の使用等）が守られていること。
ごみ集積施設の管理状況	清潔な状態が保たれていること。
	鳥獣被害等による飛散防止のための対策を講じていること。
	不適正排出及び不法投棄の防止のための対策を講じていること。
	施設の付近及び進入路への駐車及び障害物の設置がないこと。

○ 制度によるメリット

- (1) 入居者の皆様のごみ分別やリサイクルの意識がさらに高まります。
- (2) ごみ集積施設の適正な維持管理につながります。
- (3) 入居希望者が安心して居住できる環境づくりにつながります。
- (4) まちなみ美化による周囲の防犯対策（不法投棄等）につながります。